

議第 29 号

公民館条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

菅田公民館及び東公民館について、施設の老朽化に伴い廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市公民館条例の一部を改正する条例

下呂市公民館条例（平成16年下呂市条例第160号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前																													
別表第1（第2条関係） 公民館の名称及び位置		別表第1（第2条関係） 公民館の名称及び位置																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)</td></tr> <tr> <td>下原公民館</td><td>下呂市金山町大船渡600番地 8</td></tr> <tr> <td colspan="2">馬瀬中央公民館の項 (略)</td></tr> </tbody> </table>		名称	位置	萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)		下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8	馬瀬中央公民館の項 (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)</td></tr> <tr> <td>菅田公民館</td><td>下呂市金山町菅田桐洞699番地3</td></tr> <tr> <td>下原公民館</td><td>下呂市金山町大船渡600番地 8</td></tr> <tr> <td>東公民館</td><td>下呂市金山町岩瀬781番地4</td></tr> <tr> <td colspan="2">馬瀬中央公民館の項 (略)</td></tr> </tbody> </table>		名称	位置	萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)		菅田公民館	下呂市金山町菅田桐洞699番地3	下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8	東公民館	下呂市金山町岩瀬781番地4	馬瀬中央公民館の項 (略)									
名称	位置																														
萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)																															
下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8																														
馬瀬中央公民館の項 (略)																															
名称	位置																														
萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)																															
菅田公民館	下呂市金山町菅田桐洞699番地3																														
下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8																														
東公民館	下呂市金山町岩瀬781番地4																														
馬瀬中央公民館の項 (略)																															
別表第2（第13条関係）		別表第2（第13条関係）																													
1 基本使用料		1 基本使用料																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>全日</th><th>延長</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td><td>9 : 00 ~ 12 : 名 室名</td><td>13 : 00 ~ 17 : 00</td><td>18 : 00 ~ 22 : 00</td><td>9 : 00 ~ 22 : 00</td><td>1 時 間</td><td></td></tr> </tbody> </table>		区分	午前	午後	夜間	全日	延長	摘要	時間	9 : 00 ~ 12 : 名 室名	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 22 : 00	1 時 間		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>全日</th><th>延長</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td><td>9 : 00 ~ 12 : 名 室名</td><td>13 : 00 ~ 17 : 00</td><td>18 : 00 ~ 22 : 00</td><td>9 : 00 ~ 22 : 00</td><td>1 時 間</td><td></td></tr> </tbody> </table>		区分	午前	午後	夜間	全日	延長	摘要	時間	9 : 00 ~ 12 : 名 室名	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 22 : 00	1 時 間	
区分	午前	午後	夜間	全日	延長	摘要																									
時間	9 : 00 ~ 12 : 名 室名	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 22 : 00	1 時 間																										
区分	午前	午後	夜間	全日	延長	摘要																									
時間	9 : 00 ~ 12 : 名 室名	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 22 : 00	1 時 間																										
萩原中央公民館（星雲会館）の部～中原公民館の部 (略)		萩原中央公民館（星雲会館）の部～中原公民館の部 (略)																													
		菅田階集 1大 75 1, 1, 2, 25 ページ																													

改 正 後			改 正 前							
公 民 館	会 室	円	0	円	0	円	0	円		
	調 理 室	56	75	75	1, 88	18				
	寒 習 室	0	0	0	0	0	円			
	研 修 室	56	75	75	1, 88	18				
	1	0	0	0	0	0	円			
	研 修 室	37	50	50	1, 25	12				
階	2	0	0	0	0	0	円			
	2	37	50	50	1, 25	12				
	和 室	0	0	0	0	0	円			
下原公民館の部 (略)										
東 公 民 館	大 集 会 室	1, 25	1, 67	1, 67	4, 19	41	ス テ ー ジ			
	階	0	0	0	0	0	円			
	2	62	83	83	2, 09	20				
階	研 修 室	0	0	0	0	0	円			
	和 室	62	83	83	2, 09	20				

改 正 後		改 正 前								
								円		
		調								
		理	47	62	62			1,		
		実	0	0	0			57	15	
		習	円	円	円			0	0	
		室						円		
馬瀬中央公民館の部～附属備品等の項 (略)		馬瀬中央公民館の部～附属備品等の項 (略)								
2 加算使用料等 (略)		2 加算使用料等 (略)								

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市公民館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

菅田公民館及び東公民館について、施設の老朽化に伴い廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 菅田公民館及び東公民館を削除します。

(別表関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)